

# 暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院では、暴力の予防と対策に関する第一の姿勢を「いかなる暴言・暴力も許さない」とし、来院者および職員の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するために、以下のような暴言・暴力・迷惑行為またはそれに該当する行為が認められた場合、診療をお断りし、退去を命ずる場合があります。併せて、状況に応じて警察に介入を依頼する場合があります。また、他院への紹介もお断りいたします。

## 【暴言・暴力・迷惑行為】

- ・ 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の患者様や職員に迷惑や危険、危害および恐怖を与えること（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- ・ 来院者および職員に対する暴力行為、もしくはその恐れがある場合
- ・ 解決しがたい要求や、理不尽な要求を繰り返し、診療業務や職員の業務を妨げた場合
- ・ 謝罪や謝罪文を強要すること
- ・ 職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為およびストーカー行為をすること
- ・ 正当な理由なく院内に立ち入り、長時間とどまること
- ・ 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
- ・ 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または故意に破壊した場合
- ・ 病院側の了承を得ずに撮影や録音をすること
- ・ その他、他の来院者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為
- ・ SNS などインターネット等を利用し、暴言や虚偽の内容を拡散させる、または当院の関係者に対する誹謗中傷等を行う行為

## 【参考】暴力被害から医療従事者・患者を守る法律

- ・ 医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸ぐらをつかむ等の暴力行為をする ⇒<暴行罪>
- ・ 上記、暴力行為により負傷させた場合 ⇒<傷害罪>
- ・ 院内の設備や備品を破壊する ⇒<器物損壊罪>
- ・ 医療従事者や患者に暴言を浴びせる ⇒<侮辱罪>
- ・ わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する ⇒<威力業務妨害罪>
- ・ 「お前殴るぞ！」「しばいたるか！」等脅迫的暴言を吐く ⇒<脅迫罪>
- ・ 医療従事者に物を投げつける等の行為をする ⇒<暴行罪>
- ・ 上記、暴力行為により負傷させた場合 ⇒<傷害罪>
- ・ 土下座させたり、謝らせたりする ⇒<強要罪>
- ・ 正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない ⇒<住居侵入罪・不退去罪>

当院が、患者様・来院の方々、医療従事者、皆様にとって安心安全な場であることで、我々医療従事者も患者様の健康を守るためのお手伝いに全力を尽くすことができます。

ご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。